

学校いじめ防止基本方針

半田市立岩滑小学校
平成26年3月3日制定
平成31年4月8日改定

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。また、いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こり得るものである」という認識をすべての児童と教職員がもつ。加えて、いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいからこそ、教職員が、児童の発する小さなサインを見逃さないように努める。いじめが発見された際には、学校は組織として対応し、毅然とした粘り強い指導を行う。また、学校は、家庭、地域社会、関係機関と連携して早期解消を図り、児童の健全な育成に努めている。

目指す子ども像として「学び合う 岩滑大好き 元気な子」を掲げ、一人一人が集団の中で認められ、教職員や友達と温かい人間関係を築き、集団の一員としての自覚や自信をもって行動できる児童を育てていく。教職員が、いじめの防止は楽しい学校づくりに他ならないという共通認識をもち、日々の教育活動に取り組んでいく。

2 いじめの防止対策組織

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないよう、関係機関とも連携し、学校組織として対応する。
- (2) 校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールサポーター等を加える。
- (3) 年度初めに、教職員や保護者に「学校いじめ防止基本方針」の周知を図る。
- (4) いじめ防止対策の検証として、学校評価アンケートを行い、公表するとともに評価を生かした改善を行う。
- (5) 児童理解やいじめ対応に関する研修の機会を設け、教職員の資質向上に努める。

3 いじめの未然防止の取り組み

- (1) 学級経営では、児童同士の関わりを大切にし、集団の一員としての自覚や自信を育む。
- (2) 様々な人との関わりを深める体験活動を通して、豊かな心を育成する。
- (3) 道徳教育や人権教育を充実させて、規範意識や人権意識を高める。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

4 いじめの早期発見の取り組み

- (1) 給食や掃除中などの活動時間も共にして、児童の行動を注視するとともに担任に相談しやすい環境をつくる。
- (2) 生活アンケートを学期ごとに実施し、児童の声に耳を傾けるとともに情報を収集する。アンケートは、記名・無記名の選択式、一人一人回収等、プライバシーに十分配慮する。また、アンケート実施後、教育相談を行うとともに、アンケート結果は管理職、生徒指導担当、学年主任等、複数の目で点検・確認する。いじめに係る学校アンケートの用紙や相談の記録等は、原則5年間保存する。
- (3) 校内に「相談ポスト」を設置したり、外部の相談機関を紹介したりして、いつでも相談できる環境を整える。

5 いじめ事案発生の早期対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に対応する。
- (2) 被害児童と保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、身体的・精神的な被害について把握するとともに、被害児童の気持ちに共感し、心の安定を図ることに努める。
- (3) 加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で事実を確認し、指導する。
- (4) 加害児童の精神状態や環境にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラー・児童相談所・警察等の関係諸機関と連携をとる
- (5) いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを傍観しない、発生させない意識を一層育てる。
- (6) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、連携して対応する。